

27 平行 第 111 号
平成 27 年 7 月 13 日

平戸市行政改革推進委員会
会長 吉居 秀樹 様

平戸市長 黒田 成彦

平戸市の行政改革の推進について（諮問）

平戸市行政改革推進委員会条例（平成 17 年平戸市条例第 12 号）第 2 条の規定に基づき、次の事項について、貴委員会へのご意見を賜りたく諮問いたします。

記

1. 諒問事項

- （1）行政改革の取り組みについて
- （2）公共施設等の適性化について

2. 諒問趣旨

本市の財政運営における歳入の根幹をなす普通交付税が合併算定替により、平成 28 年度から段階的に減額されることから、抜本的な行財政の健全化に向けた取り組みが不可欠となっております。

本市における行政改革につきましては、平成 24 年度に正規職員の適正管理を行うために第 2 次平戸市定員適性化計画を策定するとともに、平成 26 年 2 月には、平戸市行政改革推進計画及び平戸市財政健全化計画を策定し、着手しているところです。

また、本市の公共施設は老朽化が進み、近い将来建て替えや大規模改修が必要となる施設も多数存在していますが、今後の本市における人口動向や財政状況を予測すると、これまでと同じように公共施設を維持していくことは難しい状況にあります。

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進については、国からの要請もあっており、早急に公共施設の適性化に向けた管理計画を策定のうえ、運営管理する必要があります。

これらを推進するにあたっては、危機意識を行政と市民が共有し、取り組んでいくことが求められています。